

第 8 5 5 回 小浜市教育委員会

と き：令和 5 年 5 月 12 日（金）

午後 4 時 20 分～

ところ：小浜市役所 4 階 401 会議室

1. 会議録 第 8 5 4 回の承認

2. 報 告

報告第 1 0 号 諸般の報告 R5. 4. 17～R5. 5. 11

行事予定 R5. 5. 12～R5. 6. 30 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第 1 2 号 令和 5 年度 6 月補正予算の要求について (P5～P6)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

議案第 1 3 号 令和 5 年度小浜市男女共同参画推進協議会委員の推薦について

(P7～P10) 【教育総務課】

議案第 1 4 号 小浜市民生委員推薦会委員の推薦について

(P11～P14) 【教育総務課】

4. 教育長報告

5. その他

議案第12号

令和5年度6月補正予算の要求について

令和5年度6月補正予算の要求について意見を求める。

令和5年5月12日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

令和5年度6月補正予算要求の概要

【教育総務課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
	物価高騰対策学校給食費 緊急支援事業	6,094	<p>物価高騰に伴う学校給食食材価格の高騰が学校給食会計に影響することを抑えるため、給食食材にかかる物価高騰相当費用を支援する</p> <p>【積算根拠】 学校給食で特に物価高騰の影響を受ける食材(1食あたり13.13円) 給食用牛乳:5.63円、食用油脂:約0.8円、魚のすり身加工品:約6.7円 $13.13円 \times 190回(年間給食回数) \times 2,450食 = 6,112,015円$</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【予算要求額】 物価高騰分を、市内全小中学校においてすべての給食実施日に提供している牛乳代(1本62.18円)として試算 $6,112,015円 \div 62.18円 \div 2,450食/日 = 40.12回$ ※40回(2カ月)分の牛乳代相当 $62.18円 \times 40回 \times 2,450食/日 = 6,093,640円$</p>
	小学校施設維持補修費	4,504	<p>機器の基盤等の故障により使用できない放送設備およびエアコンの取り換えに必要な経費の増額補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内外海小学校 放送室放送設備 3,333千円 ・今富小学校 校長室および相談室エアコン 761千円 ・中名田小学校 校長室エアコン 410千円
	中学校施設改修事業	17,556	<p>小浜中学校第二体育館の雨漏りによる屋根改修工事および、小浜中学校セミナー室のエアコン新規設置工事費の増額補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小浜中学校 第二体育館 屋根改修工事 16,038千円 ・小浜中学校 セミナー室 エアコン設置工事 1,518千円

【生涯学習スポーツ課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
新規	日本スポーツマスターズ2023福井大会歓迎・おもてなし事業	200	<p>県が誘致した日本スポーツマスターズ大会において、本市の市営野球場が軟式野球競技の1会場となっているため、県補助事業を活用し、来場する選手・観客等の歓迎・おもてなしを行う。</p>

議案第13号

令和5年度小浜市男女共同参画推進協議会委員の推薦について

令和5年度小浜市男女共同参画推進協議会委員の推薦を求める。

令和5年5月12日 提出

小浜市教育委員会

教育長 窪田 光宏

浜 広 第 54 号
令和 5 年 5 月 1 日

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏 様

小浜市長 松崎 晃治
(公 印 省 略)

令和 5 年度小浜市男女共同参画推進協議会委員の推薦について (依頼)

日ごろは、本市の男女共同参画の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、本市では各団体様から男女共同参画推進協議会委員をご推薦いただき、男女共同参画の推進に関する協議や、関係団体間の連絡調整を行っております。

つきましては、貴団体から 1 名の推薦をお願いいたしたいと存じます。

公私ともにご多用のことと存じますが、ご本人の承諾のもと、5 月 19 日 (金) までに別紙推薦状にてご報告いただきますようお願い申し上げます。

会議開催にあたり女性委員の参加を促進したいと考えておりますので、ご推薦に際しましては、ご配慮いただけますと幸いです。

記

1. 推薦状 別紙のとおり

2. 令和 4 年度委員名 桂田 理津子 様

3. その他 推進協議会会議を 7 月上旬に予定しております。

ご推薦をいただいた委員様にはご出席をいただきたいと考えておりますので、お忙しいところ申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。詳細は後日ご連絡させていただきます。

担当 小浜市大手町 6 - 3
小浜市 企画部 広報・デジタル推進課
広報広聴・男女共同参画推進グループ
大山
電話 : 64-6009 FAX : 53-0742
E-mail : danjo@city.obama.lg.jp

小浜市男女共同参画推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 小浜市における男女共同参画の促進に関する施策を推進することを目的として、小浜市男女共同参画推進協議会（以下「会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員は25人以内をもって組織し、次に掲げる者で構成するものとする。

- (1) 関係団体の代表者またはその推薦を受けた者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないようにするものとする。

(会長および副会長)

第3条 会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長は委員が互選する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日からその日の属する年度の末日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(召集等)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第6条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する事項について協議すること。
- (2) 関係団体および関係行政機関との連絡調整を行うこと。

(事務局)

第7条 会議の事務局を、企画部広報・デジタル推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

議案第14号

小浜市民生委員推薦会委員の推薦について

小浜市民生委員推薦会委員の推薦を求める。

令和5年5月12日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

浜市福第 147 号
令和 5 年 5 月 2 日

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏 様

小浜市長 松崎 晃治
(公印省略)

小浜市民生委員推薦会委員の推薦について (依頼)

新緑の候、貴台におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、本市社会福祉行政の推進に格別のご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、民生委員児童委員ならびに主任児童委員につきましては、地区からの推薦を受け、小浜市民生委員推薦会によって適任者を選任し、県知事に推薦することとなっております。現在は令和 4 年 12 月 1 日の一斉改選により、新たな委員に活動いただいておりますが、今後急な退任等により欠員が生じた場合、改めて候補者の選任を行う必要がございます。

つきましては、小浜市民生委員推薦会の委員について小浜市教育委員会の代表の方を 1 名ご推薦いただきますようお願い申し上げます。

1. 委嘱期間 (予定) 令和 7 年 6 月 30 日まで
2. 委員名簿 別紙のとおり

【お問合せ先】

小浜市 民生部 市民福祉課
生活支援・自立促進グループ
担当：鈴木

TEL 64-6011 (直通)

小浜市民生委員推薦会 委員名簿

令和4年7月 日現在

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
市議会議員	小澤 長純	小浜市議会議長	
	藤田 靖人	小浜市議会 総務民生常任委員会委員長	
民生委員	品川 憲治	小浜市民生委員協議会連合会 会長	
	古谷真知子	小浜市民生委員協議会連合会 副会長	
社会福祉事業 実施関係者	仲野 實	小浜市社会福祉協議会 副理事長	
社会福祉関係団体 代表者	小角サ千子	小浜市母子寡婦福祉連合会 会長	
教育関係者	山崎 正博	小浜市教育委員	
	平井 和雄	小浜市小中学校校長会 会長	
住民代表	古田 幸志	小浜市区長連合会 会長	
関係行政機関 職員	谷口 竜哉	小浜市副市長	
	前野 浩良	小浜市福祉事務所長	

小浜市民生委員推薦会 規約

(名称及び目的)

第1条 この会は小浜市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)と称し、民生委員・児童委員および主任児童委員の候補者の適否を判断し、福井県知事あて推薦を行うことを目的とする。

(民生委員推薦会)

第2条 推薦会の委員の定数は、11人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議長および所管の委員会委員長
- (2) 小浜市民生委員協議会連合会長および副会長
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 地域福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 住民代表
- (7) 関係行政機関の職員

3 推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 推薦会の会議は、非公開とする。

5 推薦会の会議に出席した者は、その議事の内容について秘密を守らなければならない。

(その他)

第3条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成27年4月1日から適用する。